

此
 然
 其
 業
 少
 之
 病
 治
 之
 一
 層
 程

ヲ倍シ思少クモ就業中ノ衣服乃ヒ日用ノ衣

服ヲ給與シ又其疾病ニ罹ルトキハ送藥ノ手當

ヲ為カ、ル可カクニ且親方ハ合意又ハ地方ノ

増習ノ業ナラハ限ハ職業用ノ業費ヲ無代ニ

之ヲ貸與セサル可カク又

尚ホ主トシテ師匠又ハ親方ノ習業者ニ對シテ

担スル所ハ其契約ヲ取造フニ至リタル目的ヲ

達セシメルニ在リ換言スレハ之ヲシテ其習業

契約ノ目的タル職業ヲ學ハシメルニ在リ而シ

一原則ニ依テセシル
 十
 又未
 親方
 修習
 了ス
 且毎
 息
 二
 二

十
 又未
 親方
 修習
 了ス
 且毎
 息
 二
 二

又未
 親方
 修習
 了ス
 且毎
 息
 二
 二

親方
 修習
 了ス
 且毎
 息
 二
 二

修習
 了ス
 且毎
 息
 二
 二

了ス
 且毎
 息
 二
 二

且毎
 息
 二
 二

息
 二
 二

二
 二

二
 二

二
 二

二
 二

除くスル能ハス

第一百七十一條及び第二百七十二條

女ニ係ル習業者ノ義務ヲ規定スルモノナリ抑

モ習業者ハ概テ其師匠又ハ親方ヨリ職業上ノ

傳習ヲ受クルカ為メ報酬ヲ出スモノニ非ザル

カ故ニ其勞務ヲ以テ之ニ報ヒサル可カラズ然

レトモ其勞務ハ自己ノ修習セシムル職業以

外ニ直ル可カラズ故ニ日常俸婢若シハ園下ノ

為メハキ勞務中ニ服ス可カラズ只偶々是等ノ勞

務ヲ命ヤラシムニトアルモノナリ是レ以テ習業者

家ニ校合ツ持参シ紡績場ノ習業者ハ注文又

ハ染工孝ノ如キ職工ノ家ニ織布ツ運搬セサレ

可カラズ又少年ノ習業者ニ至ラハ賣渡シタル

物ヲ買主ノ家ニ持行キ金錢ツ受領セサレ可カ

ラサレ孝ノ義務アルハシ

宜ニ習業者ノ使ヒ歩キハ邊モ之ツシテ其職業

ヲ修習セシムルモノニ就クト是レ也是レ也職

業ヲ練習スルノ報酬アルモノナリ只親方ノ之

ツ濫用セサルヲ要スルノシ然レトモ亦習業者

若シハ其父母之ヲ拒絶ス可カラズ之ヲ拒絶

スルハ其父母之ヲ拒絶ス可カラズ之ヲ拒絶

ノ十リ

習業者ハ其親方ノ職業ニ関スル勞務ニ服シ多

少ノ時隙親方ニ尽ク所マラサレ可カラサレ

困リ實際其勞務ニ服スニト能ハサルトキハ直

チニ其義務ヲ受ヤル、可カラズ故ニ疾病及他

不可抗力ニ依リ其勞務中絶シタルトキハ其

中絶シタル時隙ノ長短ニ依リ其職業ノ時隙ヲ

補足セサル可カラズ

然レトモ日白の業者ノ職業ニ付シヤ片ヤ計

算スルノ煩雜十カヲカカス、其規定ハ一カ

以上引續キ労働力ニ服スルニト能ハサルトキハ

然レトモ日々之の業方者ノ
業ニシヤ
計

以上引鏡キ端勢ニ服スルト能ハサルトモノ

之ニ適用スルキモノトス

勿論其ノ箇月三十日継続セラルシク要ス然ラ

スレバ又日々業シクヤ
計算セサル

可カラサレハナリ

此文ハ明カニ其適定ノ適用スルキ場合留業

者ノ疾病其他留業者若クハ親族ノ方ニ在リ存

己方ノ不可抗力ノ原因ニ出テ休業シタルトキ

ノイナルトツ明記セラル故ニ親方ノ疾病ノ

為メ工場ノ休業ノ来シタルトキハ為メ留業

者ノ就業期限ノ増加スヘカラス

第ニ百七十三条及七第ニ百七十四条

習業契約シテ終了セシムル所ノ原因ハ二種

アリ一ハ當然之ヲ終了セシムルモノニシテ一

ハ裁判所ノ認定シテ終了スルモノナリ而シ

テ其裁判所ノ認定シテ終了スルモノニ至テハ裁判

所ハ之ヲ認定スルニ當テ其原因ヲ蓋然シムル

者事者ソシテ損害賠償ノ責ニ任セシムルニト

シ得

尚且即自業到大約ノ終了セシムル所ノ原因ハ二種

リ在シ之ヲ説明セシ

リ在之之少親明也

和一師匠又ハ親方ノ死去ハ當ニ力者ナニ高

店又ハ工場ノ閉鎖ニ至ニ習業者少シテ其習業

ヲ継承スル能ハサルニ至リタルトキノ

十揮又又社員希クハ親方ノ寡婦又ハ相続人ノ

死後ニ因リ其高店又ハ工場ノ依然營業ヲ継承

スルトキトモ尚ホ契約シ終ラセシムルニ

ノナリ蓋シ習業契約シ終ラセリタル原因ハ

主トシテ其親方ノ如何ニ着眼スルモノト看做

スハキヤ当然ナシハナリ

習業者ノ所ニ因リ契約終了スル人敵三明文

ツ儀ニナル所ナリ何トナシハ習業者ノ相鏡人

ニ同一ノ事ヲ傳習スルハ義塾ガキヤ明カナリ

ハナリ然レトモ當事者双方アルトキ其一人ノ

死去ニ因リ契約ヲ終了スレバ他一人ノ死

去契約ヲ終了スルコトヲ期セサルハ少シク足

ラナル所アルニ似タルノコトナラズ當事者何レ

ノ死去ニ因リ契約終了スレバ其終了スル當分

ニシテ何レヨリモ賠償ノ要求スルコトヲ得サ

ル上ト示ス人至當ト認メタリ之類シ本業明細ナ

所ノ契約終了ノ際ハ猶リ當事者ノ

所ノ契約條ノ原田中ノ三ノ一ノ欄リ當事者ニ

過失了レカ故ニ之ソシテ損害賠償ノ責ニ任セ

ニム

兵後人法律上國民ノ義務ニシテ其履行ハ一切

ノ私的ニ成リタル義務ニ先レセザル可カラズ

故ニ兵後ニ就クハキ條約者ハ習業契約ノ義務

ソ受カレサル可カラズ但シ其原田ノ生ズルハ

習業者ニ多クシテ親方ニ少ナルハ是レ其

年齡ノ短クシテ所ナリ

然レトモ其事者一方ノ兵後ニ就クモ只志願ニ

分三書... 又... 三...

出	然	夕	事	二	十	所	又	者	リ
ツ	子	ル	者	ト	キ	二	一	ノ	ト
レ	サ	所	ノ	ノ	カ	依	キ	現	ト
ト	ル	ノ	一	的	故	レ	ト	後	又
ア	ト	区	方	ノ	十	ハ	ノ	ハ	
リ	ソ	割	習	i	リ	的	十	契	
本	用	十	業	二	免	成	ハ	的	
条	ハ	レ	契	出	二	成	カ	ソ	
ハ	是	ト	的	テ	角	リ	故	給	
ハ	レ	瓦	日	好	兵	夕	二	了	
真	雇	茲	リ	二	後	ハ	何	レ	
老	傭	二	全	三	ノ	義	等	元	
願	契	ツ	二	兵	如	勢	ノ	ノ	
二	的	設	ル	後	中	二	区	ト	
出	二	テ	義	二	ハ	先	別	為	
テ	就	サ	勢	就	法	レ	ト	乃	
ハ	好	ル	少	ク	律	正	ナ	ソ	
ト	為	人	受	二	上	実	夕	腰	
	レ	当	助	ト	見	行	當	カ	
		事	レ		レ		事	シ	

ワト

刑三書... 刑二處七... 刑一...

禁錮以上ノ刑ニ處セラルトキハ相互ノ

義務ヲ履行スルノ妨害ナルヤ刑力ニシテ且又

一方ニハ過失ヲカ故ニ他ノ一方ニ對シテ損害

賠償ノ責ヲ受ケルナルハ次條ヲ參觀スルニ

第四習業契約ノ期間ノ定ムルモノハ概テ合意

ナルハシ只法律上契約ノ終了スルキ期間ト認

メタルモノハ習業者ノ成年ニ達シタル時

ヲアルノニ上第二百六十八條ヲ參觀スルニ

第二百七十四條ニ規定シタル場合ニ於テハ契

所ハ事情ヲ斟酌シ以テ解除シテ言渡スニトク得ル	害ノ如キ不可抗力アルトキトモ當トモ當ナキ裁利	注意ヲ要スルモノハ不履行ノ原因疾病其他災	テ詳細ノ説明ヲ要スルモノハナク只茲ニ少シク	ノ効力ヲ有スルモノハニシテ其點ニ在ルハ敵	力一義務ノ不履行ニテ其業契約ニ関シ其通常	要求ニ因リ契約消滅スルノ原因五箇アリ	ニトク要ス	事者ノ請求ニ因リ裁利所ニ至利味ヲ為シナル	の當然終了スルモノニ此ニ其終了スルニハ當
------------------------	------------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	--------------------	-------	----------------------	----------------------

ハシ蓋シ... 契約解除... 利益... 債權...

常操業ノ時聞又ハ勞務ノ性質ニ関シ習業者ハ

命工ル勞働ノ過度ヲモ包含スルモノナリ又習

業者未成年十ニ女十ニキハ其淑徳ヲ害スハ

キ行為ナヒ卑猥ノ言語ニ至ルマテ是ノ以テ之

ニ對スル苛酷ノ取扱ト看做サハル可カラズ

亦三習業者ノ不品行ハ其平常ニ亘ルコトヲ要

ス然レモ多少ノ不品行アルモノ數^時ナラス前後時

機^期之シキヲ經スルトキハ概不^以ニ契約ヲ終了

也^レニハルニ是ヲスルニ然^レトモ有價物表ニハ

之留品ノ竊取シタル如キハ從^テ合平常ノ行為ナラ

シ審按シ以テ得テ其為事有ノ關係ニ及チス一本

影細書シ査定シ解除シ宣告スヘシ

才五契約シ履行ス、本土地外ニ師匠又ハ親才

ノ轉居スルトキハ為人ニ習業者シテ其親族

若シハ保護者ノ居住地ニ去リサルヲ得サルニ

至ラシムヘシ是レ其美議ナクシテ之ニ加フヘ

カヲサル所ノ損害ナリ

本条末項ハ自己ノ過失ニ因リ契約ノ解除ヲ求

サシメタル者ニシテ損害賠償ノ責ニ任セシム

ルモノナリ尚ホ前条ニ掲グル所ノ其旨三ヶ條

以上ノ刑ノ處ニシテハ其旨三ヶ條ノ旨ナリ

以上ノ刑ハ處セテシタル者モ亦同ノ責アリ

元ノトセリ

然リ而シテ是等ノ場合ニ於テ過失アリニ因リ

損害賠償ノ責渡シ被ルハキ者ハ習業者ヨリ寧

口師匠若シハ親方ニルヘシ何トナシハ契約ノ

解除ニ任セ損害ヲ被ルニト多キ者ハ親方ニ此

ルニテ寧口習業者ナレハナリ實ニ親方ハ容易

ニ品所ヲ買ハルカ又ハ疾病ニ罹リタル習業者

ニ代工ルニ他ノ習業者ヲ以テスルヲ得一キニ

習業者ニ至テハ容易ニ他ノ師匠又ハ親方ヲ得

ル能ハナルトアルハナリ

習業契約ツ者事者一方ノ意思ノ依リ解除

セシト只為ル損害賠償ツ拂ハルニ止マ

ルハキトツ明記セズト是トモ習業者ノ性質

師匠又ハ親方ノ意ニ通セズ或ハ其用ニ堪一サ

ルトキハ親方ハ必ズ之ニ授業ツ為スニ及

ハス又親方ハ其職業ツ止ムト欲スルハ隨意

ニ之ツ止ムト得ハシ又習業者モ其親族

ノ習告ニ從ヒ一旦着手シタル習業ツ止メ又ハ

師匠ヲ変更スルストツ得

元師匠上亮第一理由アタルトナシトセ

此法律上充分ノ理由アリタルトナシトセズ
 トモテモ法律上之ノ妨害ニ可カラズ只為ナニ
 損害賠償ノ義務ヲ生ズルニキリ然レトモ敢テ
 此事ヲ記載スルニ特ニ法文ヲ以テスルヲ要セ
 之蓋シ當事者協議上契約ヲ解除スル能ハサル
 トキハ心ス其一方ノ義務不履行ニ基キ裁判所
 ノ干涉ヲ請求スルニ足ルヘケレハナリ

第三節 仕事受負契約

第二百七十五條

仕	事	受	買	契	約	ノ	特	殊	ノ	性	質	ニ	シ	テ	シ	テ	産
備	契	約	ト	混	淆	セ	シ	テ	シ	ル	所	ノ	モ	ハ	法	文	ニ
記	ス	ル	カ	如	ク	第	一	其	契	約	ノ	目	的	ト	ス	ル	所
コ	リ	タ	ル	仕	事	ソ	為	ス	ニ	在	リ	テ	而	シ	テ	第	二
代	價	ソ	豫	定	ス	ル	ニ	在	リ								
仕	事	受	買	契	約	ニ	依	リ	実	行	ス	ハ	キ	仕	事	ハ	廣
ル	コ	ト	ア	リ	廣	義	ト	ハ	其	意	義	廣	ク	智	力	ト	器
シ	信	シ	以	テ	竣	切	ス	ハ	キ	仕	事	ソ	云	フ	例	ハ	家
ノ	建	築	動	産	物	ハ	製	造	又	ハ	修	繕	書	寫	計	算	又
約	ノ	如	キ	ソ	云	フ	又	其	仕	事	ハ	筆	ニ	筆	力	アル	ル

アリ
 端
 カ
 ト
 ハ
 地
 積
 ソ
 用
 カ
 イ
 ル
 事
 業
 例
 (一)
 土
 地

約ノ如キシ云フ又其仕事ノ量ニ依リテ其力ノ計算又ハ

アリ労働カトハ植樹ノ用カトハ事業例ハ土地

ノ開墾材ノ運搬家屋ノ取崩樹木ノ植付果実

ノ收穫等ノ加ナク

又仕事受買契約ニ於テハ雇傭契約ニ於ケルト

異ナリ年月又ハ日ヲ以テ代價ノ定メテ約束ノ

仕事ノ全部又ハ其一部分ニ相當スル代價ヲ豫定

スルモノナリ即チ尺度量衡ノ標準トシ何尺ノ

製造若干ト定ムルカ如シ

然レトモ合意ノ性質仕事受買契約ナルニ受

買人注文者ノ材量ヲ受取リ以テ仕事ヲ為ス

トソ要之例ハ土地又ハ家屋ヲ修繕シ又ハ家
 屋ソ新築スルニ当テハ注文者ヨリ石材ソ受取
 リ又衣服其他ノ器具ソ請取スルニ當テハ注文
 者ヨリ材料ソ受取リタルトソ要ス
 若シ之ニ及シ受買人ヨリ材料ソ供スルヘキトキ
 ハ即テ賣買アルモノナリ而シテ其賣買ハ仕事
 受買契約ノ候セテ材料ノ賣買タルニ成ス製作
 之既ハリタル物ノ賣買ナリトス是レ本案ノ法
 文ニ是賣買ハ條件仕ナリト云フ所以ナリ而シ

ニ其條件ハ即テ仕事ノ実行ノ目的トスル停止

修繕スルモノナリ

條件ナルル

此賣買ノ條件任ノ性質スル類ル要意ソ密スル

元ノニニニ重受十ル結果ソ生スル元ノ十リ蓋

ニ注交者材料ソ撰ニ特定物トシテ之カ交附ソ

受クルヤ直々ニ其材料ノ賣買確定スルト

キハ注文主ハ以後有クニ材料ノ所有者ト為ル

力故ニ其損失ソ担當セサル可カラク之故ニ其物

滅失スルトキハ注文主損失ソ被リ縱令是レ受

取ル所ナシトモ是レ尙ホ其代價ソ拂ハサレ可

カソズ然ルニ斯ノ如キ結果ハ當事者ノ意思ニ

及工ルモノト認ナサレソ得工只後約有共意思
 之ニ及スルニトフ明記セサルカ又ハ材料ノ賣
 買ト仕事受買契約トツ別異ニシ材量ノ賣主ツ
 之ニ更ニハ仕事受買ツ為サレタルトキノニ
 之ニ異ナルハシ

然リ而シテ注文者ト受買人ト双方ヨリ材料ノ
 一部份ヲ供スルニトアリ此場合ニ於テ契約ノ
 性質賣買スルカ將タ仕事受買タルカヲ定ムル

二ハ材料ノ分量又ハ價格ヲ供スル者何シカ最
 多キヤツ審按スルニ而シテ若シ受買人ノ供

工ルモノト認ナサレソ得工只後約有共意思
 之ニ及スルニトフ明記セサルカ又ハ材料ノ賣
 買ト仕事受買契約トツ別異ニシ材量ノ賣主ツ
 之ニ更ニハ仕事受買ツ為サレタルトキノニ
 之ニ異ナルハシ
 然リ而シテ注文者ト受買人ト双方ヨリ材料ノ
 一部份ヲ供スルニトアリ此場合ニ於テ契約ノ
 性質賣買スルカ將タ仕事受買タルカヲ定ムル
 二ハ材料ノ分量又ハ價格ヲ供スル者何シカ最
 多キヤツ審按スルニ而シテ若シ受買人ノ供

... 本業ノ分量又ハ價格ノ供スル者何シカ最
... 元々ハハツ室毎
... 元ル所迄及スルナリ多キトキハ既ダ金ノ作務ノ

賣買アリト云一ノ云ニ及スル場合ニ於テハ此

事受買契ナルモトニ材料一部分ノ賣買ハ

其中ニ包管スルモノヲ看做ス一ニ

亦二百七十六条

本業ハ前条ニ據テスルニ箇ノ場合ニ於ケル

~~取~~理端ヲ明カニ定ムルモノナリ額ヲ換

之ツ者一ハ材料ヲ供スル者注人至ルト受買

人ナルトハ二箇ノ場合ニ於テ材料ノ損失ヲ担

當スルキ者何人ナルヤソ規是公ルモノナリ

其規是ノ原則ハ何レノ場合ニ於ケルモ同一ニ

シテ又材料ノ損失ト仕事賃ノ損失ト之を区別スル

モ亦同一ナリ要スルニ損失ヲ負担スル者ハ材

料ノ有シ仕事ヲ為シタル者ニ在リ

第一ノ場合材料注文者ニ屬シテ注文者ハ只受

負人トシテ之ヲ製作セシメル力ヲ為メ之ヲ交付

スルアリシニ仕事ノ半途ニ於テ意外ノ事若クハ

不可抗力ニ因リ物ノ滅失シタルハ中人莫滅失

ハ恰モ注文者^債ト其物ノ在リ又人壽託ニ債

算シ若クハ代理人ト委任シタルハ其物滅失

貸し... 仕... 又... 人... 貸...
 ...カ... 仕... 又... 人... 貸...

二 任 事 ノ 幾 布 ヲ 終 ハ リ 々 ル コ ハ 受 買 人 其 損

失 ヲ 負 担 ス 一 シ 何 ト ナ レ ン 受 買 人 代 價 ヲ 受

取 ル 前 二 於 テ 先 ツ 任 事 ヲ 終 了 シ 以 テ 之 ヲ 供 之

ル ノ 義 帯 ア ル モ ナ レ ン ナ リ

分 二 ノ 場 合 材 料 受 買 人 二 属 ス ル ト キ ハ 任 事 ノ

終 了 ヲ 以 テ 賣 買 ノ 條 件 ト 為 ス カ 故 ニ 其 任 事 ヲ

終 了 ス ル ニ 至 ル 迄 ハ 材 料 ノ 所 有 權 受 買 人 二 属

ス ル カ 故 ニ 其 損 失 ヲ 負 担 ス ル 者 亦 受 買 人 々 ン

一 シ 又 其 任 事 ニ 至 々 人 分 一 ノ 場 合 ニ 於 ケ ル ト

目シク受買人其損失ノ負担スヘシ其理由ハ亦

前ノ場合ニ於テハ同一ナリ

然ルニ損失ノ生ズル前ニ在リ既ニ仕事ノ終了

スルコトアリ其場合ニ於テハ注文者仕事ノ終了

直シ之ヲ受諾スルコトヲ墜滞ニスルニ成ル

ヤ否ヤヲ区別スルコトヲ要ス

若シ注文者既ニ竣功ヲ告ケラレタルニ之ヲ受

取ルコトヲ急リ又ハ日限ヲ定メテ仕事ノ注文

ヲ為シ而シテ注文者ヨリ受買人ニ就テ其知ヲ

引取ルハキコトヲ為シ受買人ヨリ注文者ニ之

引
少
物
セ
ヤ
リ
シ
ヤ
キ
ハ
流
交
者
損
失
ノ
負
担
ニ
關
シ
テ

其注文ニシテ物ヲ得サルノイナラズ尚ホ仕事

賃ツ拂ハサル可カラズ又仕事ツ受取ルニ其一

分家ツ以テス一ノ而シテ其一分既ニ減失前ニ

然ラレタルニ注文者ニツ引取ルコトヲ屢止シ

タルトキ人注文者同一ノ結果ヲ負担スヘシ

之ニ及シ受買人物ヲ引渡スコトヲ屢止シ又ハ

注文者ニ其強工ノ告ルコトヲ屢止シタルトキ

ハ材料ノ損失ト仕事賃ノ損失トシテ從セテ負担

スヘシ何トナレハ自ラ其損失ノ間接ノ原因ト

スヘシ何トナレハ自ラ其損失ノ間接ノ原因ト

百	又	セ	物	又	カ	ラ	レ	ニ	十
四	本	リ	ノ	本	ラ	ハ	レ	物	リ
十	系		一	系	マ	マ	リ	ヲ	ス
六	ノ		分	ノ	人	負	レ	得	ル
条	物		ノ	一	ハ	人	リ	カ	モ
ノ	一		分	分	焼	ハ	シ	ル	ノ
多	分		ノ	ノ	セ	テ	レ	ニ	十
数	減		減	減	テ	損	得	田	ハ
観	失		失	失	テ	害	サ	リ	十
ス	ニ		ア	ア	損	賠	リ	レ	リ
ハ	関		リ	リ	償	償	レ	ト	加
シ	ス		ル	ル	ツ	ツ	ト	シ	之
成	ル		ト	ト	負	証	シ	証	注
ル	ト		ハ	ハ	担	明	ケ	ケ	文
ハ	既		既	既	セ	ル	又	又	者
ノ	ニ		ニ	ニ	カ	レ	ハ	ハ	有
債	屢		屢	屢	ル	レ	嘗	嘗	益
貸	規		規	規	ト	共	テ	テ	ノ
借	定		定	定	シ	共	企	企	時
ノ	シ		シ	シ	ル	共	圖	圖	
場	レ		レ	レ	可	共			
台	レ		レ	レ					
財	レ		レ	レ					
産	レ		レ	レ					
編	レ		レ	レ					
年	レ		レ	レ					

百四十六条ノ多観スハシ
 債貸借ノ場台財産編年
 又ハ既ニ屢レ規定シ
 又本系ノ物ノ一分ノ減失アリルトシ及定
 セリ
 物ノ一分減失ニ関スルトハ既ニ屢レ規定シ
 又本系ノ物ノ一分ノ減失アリルトシ及定
 カラズ
 ラハ要員人ハ焼セテ損害賠償ツ負担セカル可
 レハ要員人ハ焼セテ損害賠償ツ負担セカル可
 ニ物ヲ得カレニ田リ損失ツ受ケ又ハ嘗テ企圖
 レハ要員人ハ焼セテ損害賠償ツ負担セカル可
 十リスルモノナレハ十リ加ニ注文者有益ノ時

凡ル所
 一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

少參觀スハシニ於テ之ヲ定メタリ然レトモ尚

亦本條ノ場合ニ於テモ異議ヲ存ス可カラズ且

法學家ノ所謂全部ニ垂テトスルキハ全部ト

者做スハノ無ニ近キハ皆無ニ言ヒル法則ヲ

以テ是レトセテ何トナシルハ全部ニ垂テトス

凡モノニ於テ又無ニ近キモノト云フ能ハカ

損失アルカ故ニ其結果ヲ規定セサル可カラ

且レハナリ只本条ニ定メタル所ノ法則モ亦前

記諸條ニ於ケルト同シク減失者ノ半人以上十

ルト中心全部ノ物レ着做シキハ以下十ルトキ

ハ敵ヲ憂テ減失十キルノトス但シ當事者ノ一

方過失アリテ債償法ニ関スル減失ノ規定財產

偏アリ而四十六条ヲ參觀スハシ及ヒ條件仕ノ膏

買ニ関スル規定同偏アリ而十九条及ヒ牙四石

二十条ヲ參觀スハレシ適用スハキトキハ女限

ニ在ラス右ノ規定ハ只受買人ヨリ材料ノ條件仕ノ賣買

ヲ為シタル場合ニノシ限り適用スハキトキノ乙

乙ヲ減失シタル一カ方注文者ノ材料タルトキハ

通則ノ一カ方注文者ノ材料タルトキハ

通用スルモノハ限リテ在ラズル者ハ残存スル所ノ他ノ

一分ハ其多少ツ問ハズ注文者之ツ受クヘク而

注文者ハ残存スル所ノ材料ト分離ス可助ヲ

サレ仕事ツ受ク而シテ其利益ヲ得ルカ故ニ受

負人ニ賠償ヲ拂ハズシテ其利益ノレツ得ルハ

至當ニハズ

今其一例ヲ舉ケレニ注文者ノ地上ニ其材料ヲ

以テ障壁ヲ築クノ物ツ為シタルニ其築造ノ年

途ニ於テ洪水ノ為メニ障壁ノ一分倒壊シタル

ハ中ノ残存スル所ノ障壁全部ノ半ハ以上ナル

ハ中ノ残存スル所ノ障壁全部ノ半ハ以上ナル

リ	然	而	カ	因	右	カ	ニ	比	ト
着	ル	四	マ	リ	ノ	ラ	在	シ	以
シ	ニ	十	リ	物	誤	ラ	在	較	下
在	其	一	ル	ノ	明	ラ	場	シ	十
場	他	条	ル	減	ス	二	合	價	ル
合	物	ノ	ル	失	ル	於	ニ	格	ト
ニ	ノ	著	ト	シ	所	テ	於	ノ	ソ
於	瑕	述	ソ	ル	ハ	ハ	注	増	間
テ	疵	有	証	場	意	之	ス	加	ハ
三	ニ	則	明	合	外	者	ス	シ	ス
材	從	ニ	ス	ニ	ノ	著	必	ル	ニ
料	ヒ	從	任	シ	事	ス	ニ	モ	築
ツ	臣	ヒ	ハ	夕	著	ハ	ノ	ノ	造
共	買	臣	財	句	ハ	不	ト	為	以
シ	人	買	産	彌	可	可	為	ル	前
ル	ニ	人	編	其	抗	抗	ル	ハ	ノ
者	在	ニ	五	不	力	力	ハ	打	材
者	在	在		可	ニ	ニ	サ	料	ニ
受	在			抗			ル	ニ	
買							可		
人							故		

然ルニ其他物ノ瑕疵ニ由テ生ズ減失ヲ来スコトアリ
 而四十一條ノ著述有則ニ從ヒ臣買人ニ在リ
 カマリルルコトソ証明スルノ任ハ財產編第五
 因リ物ノ減失シタル場合ニシテ句彌其不可抗
 右ノ誤明スル所ハ意外ノ事著クハ不可抗力ニ
 カラズ
 ニ在場合ニ於テハ注之者築造債ノ拂ハサレ可
 比シ較シ價格ノ増加シタルモノト爲ルハシ故
 ト以下十ルトソ間ハス必ニ築造以前ノ材料ニ

ンルニ
 他
 疵
 中
 誤
 失
 シ
 東
 ス
 ト
 ア

ノ	負	免	瑕	得	疵	供	生	リ
シ	人	免	疵	マ	ノ	シ	セ	リ
ナ	ハ	ツ	ノ	リ	顯	タ	ガ	レ
ラ	當	テ	顯	レ	然	ル	ル	責
ズ	ニ	テ	然	ヤ	ヨ	ト	可	任
却	其	テ	タ	吾	リ	キ	カ	ス
ニ	任	ル	ル	ヤ	シ	ハ	ラ	ヘ
注	事	ノ	カ	ツ	カ	任	ズ	キ
文	賃	過	又	正	得	事	然	ツ
者	ソ	失	ハ	別	メ	レ	レ	以
ハ	得	受	容	ス	容	ト	レ	テ
材	ル	員	易	ル	易	文	者	其
料	ノ	人	ニ	ト	ハ	者	日	材
損	權	ニ	略	ソ	之	日	リ	料
失	利	在	易	要	ソ	リ	材	ト
ノ	ソ	ル	キ	工	費	當	料	ソ
賠	失	カ	ト	若	知	リ	ソ	損
償	フ	故	キ	シ	ス	瑕		
ソ	ヘ	ニ	ハ	其	ル			
拂	キ	受	其		ソ			

ハサレ可カラズ蓋シ注文者ハ受買人ノ瑕疵ヲ
 知リテカラス之ヲ使用セシルカ為メニ遂ニ其材
 料ノ減失ヲ辭ケ之ヲ他ニ用ユルニトシ得サレ
 ニ至リタルモノナルカ故ニ受買人ハ之ニ賠償
 シ拂ハサル可カラズ

第二百七十七條

注文者ノ注文セラル仕事重大ニシテ其成切ニ
 至ルノ時期久シキツソ要スルカ又ハ區域ノ廣
 大ナルトキハ受買人ハ一分宛仕事ヲ調査シ之
 ヲ受取ラシメ以テスルシテ重大ナル責任ヲ負ハ

ス又其資カツテハ機フルノ巨額ニ至ラサルノ利

得 又 製 茶 製 陶 等 ノ 事 ヲ 受 買 フ タ ル 場 合 ニ 於

テ 元 什 量 又 ハ 數 月 ヲ 定 メ 一 分 宛 ノ 受 取 ヲ 要 約

ス ル コ ト ヲ 得 ハシ

然 レ ト モ 本 条 ハ 注 文 者 曰 リ 材 料 ヲ 供 ス ハ キ ト

キ コ 販 サ レ ハ 必 要 約 定 際 ニ 行 ハシ サ ル モ ハ ト

者 做 工 日 何 ト ナシ ハ 受 買 人 任 事 ノ 材 料 ヲ 賣

渡 取 ト キ 仁 事 ノ 半 途 ニ 於 テ 内 金 ヲ 請 取 乙 ル

ソ 得 ハシ 之 力 為 ノ 契 約 全 部 ノ 條 件 存 ノ 性 質 ヲ

失 上 シ メ 受 買 人 ヲ 乙 テ 損 失 ノ 責 任 ヲ 受 カシシ

ハ ル モ ノ ニ 販 サシ ハ ナリ 但 シ 受 買 人 信 意 有リ

ハ ル ト ナル 販 賣 二 此 二

夫ハシメ受取人ソシテ損失ノ事自任シ受取人カ...

又本条ニ一分取ノ受取人受取人ソシテ既成ノ

工事ニ付キ危険ノ責ソ受取人カシテムルモノニシ

テ燃令全部既成前ニ注文者ニ引渡ソ為サレ

ハキトキト虽トモ尚ホ然ルコトヲ明記シるリ

但シ受取人既ニ成切セル材料ヲ保有スルトキ

ハ亮方ニ其保存ニ注意スルヤ勿論ナ

リ

又本条ニ注文者明カニ一分宛ノ仕事ヲ調査シ

之ヲ受取人サレモ受取人ニ資本ノ前金ヲ為シ

又ハ仕事ノ半途ニ内金ヲ拂フタル場合ニ付是

レヨリ其場合ニ於テハ既成ノ仕事ニ相違スル

前金又ハ内金ヲ以テ其仕事ノ調査受取ト看做

スルトツ許サズ蓋シ注文者仕事全部ノ成功前

ニ受取人ヨリ前金ヲ拂ハレトツ乞ハルハニ

因リ既ニ仕事ノ四方ノ一若クハ半ハ成功セリ

ツ認メ之ニ應ズル代價ヲ拂フモ未タ果シテ其

幾分ノ成功アリタルヤツ調査スルノ暇ナキコ

トマルハキツ以テ法律上前金又ハ内金ノ付拂

ツ以テ調査受取ト看做スルキハ事實ニ依リテ

益	是	ソ	ナ	ノ	ノ	好	ル
アリ	ソ	証	何	ニ	仕	ル	力
アリ	以	明	レ	斯	事	ル	故
一	テ	ス	ノ	ノ	以	ル	ニ
注	右	ル	部	如	外	金	証
文	二	二	分	中	ニ	支	文
者	箇	ハ	之	場	掃	拂	者
ハ	ノ	人	三	台	フ	ソ	ハ
	規	証	仕	ニ	ル	取	既
	定	ソ	事	於	所	去	成
	ハ	必	ノ	テ	ノ	ス	ノ
	任	要	成	ハ	知	ニ	仕
	局	ト	印	物	リ	ト	事
	任	ス	ア	ノ	取	能	ニ
	事		リ	滅	去	ハ	獲
	受		ス	失	ス	ニ	ス
	員		ル	ニ	ソ	只	ル
	人		ヤ	ス	得	其	部
	ニ		否	ル	ル	既	分
	利		ヤ	ト	ル	成	ニ

第ニ受買人ハ物ノ減失ノ場合ニ於テ其概算内
金ノ一部介ツテ返還スルノ義務ヲ受カレ

第二百七十八條

仕事ノ成功極大ヲ要スニ拘ハラス一旦又ソ受

取リタル以上ハ決シテ要取ヲ為スヲ得スト字

ハ可カラズ

詐欺ニ出テ成功ノ要キ場合ニ於テ賠償ヲ取ル

ルヲ得ルハ一般ノ原則ノ然ラシムル所ニシテ

敵ヲ法文ニスル明記スルヲ要セサルニ因リ本

条ハ其場合ノ措キ尚ホ其他ノ場合ニ於テ注文

者一旦受諾シテ為スモ後日工作物ノ使用ニ不届

當テハ隠シタル瑕疵アルニトシ証明シ以テ其

受諾ヲ取消スニトシ得ルモノトセリ

受諾シ取消スコトシ得ルモノトセリ

本條ハ仕事ノ隱レタル瑕疵ノ事ニ関スルヲ以

テ不動産タルト動産タルトノ同ハス均ク之ニ

適用ス一キモノナリ然レトモ不動産ニ関シテ

ハ物ノ滅失又ハ毀損ニ関スル次條ノ條セテ適

用スルコトヲ要ス

然レトモ經文者其訴權ヲ行フノ期限ハ法律ヲ

以テ大ニ之ヲ短縮セサル可カラズ故ニ本條ハ

其期限ヲ三箇月ト為シタリ此期限タル動産物

ノ賣買ニ於テ其物ニ隱レタル瑕疵アルトキ相

受諾
取消
適用
不動産
動産
瑕疵
仕事
関スル
以テ
物ノ
滅失
毀損
次條
期限
法律
三箇
月ト
為シ
タリ
此
期
限
タ
ル
動
産
物
ノ
賣
買
ニ
於
テ
其
物
ニ
隱
レ
タ
ル
瑕
疵
アル
ト
キ
相

保証権ノ行フノ期限ト同一ナルニシテ本

件ニハ特ニ動産ノニツ規定スルモノニ依リ

虽トモ尚ホ動産賣買ニ於ケルト同一ノ期限ツ

採用シタルハ原則ニ依リテハ次條ツ以テ其期間

ツ一層増進スルカ故ナリ而シテ本条ハ注文

者ノ材料ニ仕事ツ加ヘタルニキリニ適用スレ

キツト少明記シ受買人ノ材料ツ以テ仕事ツ為

又ハキトキハ賣買ナルツ以テ賣買並通ノ隠シ

タル瑕疵一覽スル本編第九十九條ノ規則ツ確

用スレハキリノセリ勿論短少ナルハ明ハシ

期ノ修補ノ費用スレハキリノセリ勿論短少ナルハ明ハシ

凡ル
 聖
 二
 凡
 本
 編
 第
 九
 十
 九
 條
 規
 則
 之
 一
 條

類ノ場合ニ適用スルモノニハ
 二
 此
 二
 此
 場
 合
 二
 於

之ハ普通法ニ從ヒ
 訴
 權
 ノ
 期
 間
 ハ
 五
 年
 之
 一
 也

財產編第九百四十四條ノ參觀スルニ
 一
 也

尚ホ期間起算ノ点ツ法律ニ準ルルニ
 一
 也
 要
 二

之リ然レトモ其期間ハ隱レタル
 瑕
 疵
 察
 見
 ノ
 時

ツ以テスルニハ
 一
 也
 詐
 欺
 ア
 三
 十
 一
 也

以上ハ注文者仕事ノ不完全ヲ察見スル
 一
 也
 雇
 止

之タルノ條果ツ以テ受
 員
 人
 二
 存
 在
 一
 也
 可
 カ
 三
 十
 一
 也

レハナリ然レトモ
 一
 也
 工
 作
 物
 受
 取
 ノ
 日
 一
 也
 以
 三
 十
 一
 也

養
 点
 一
 也
 為
 二
 一
 也
 能
 一
 也
 工
 何
 一
 也
 一
 也
 注
 文
 者
 其
 引

養
 点
 一
 也
 為
 二
 一
 也
 能
 一
 也
 工
 何
 一
 也
 一
 也
 注
 文
 者
 其
 引

取ツ降 垂スル 之トアル 一キ元 受買人ハ 注又者

ノ為メ 物ヲ 保存レシムル 力為メ 結局已レノ 損失

ソ~~レ~~ 變~~化~~ ヲ トアル 可カ~~ラ~~ サレハ 十~~リ~~

是~~レ~~ ヲ 以~~テ~~ 該 権ノ 期間ハ 工事全部ノ 受取ノ 日ヨ

リ 起算云~~ハ~~ 一キ元ノ 上レ 燃~~火~~ 令 隠~~レ~~ シムル 瑕疵 其~~レ~~ 一

分ニ 存スル 上キト 是トモ 尚~~ホ~~ 其~~レ~~ 一~~分~~ノ 受取ノ

日ヨリ 起算ス~~ル~~ 一キ元ノ 二~~分~~ス~~ル~~ トス

第二百七十九條

本~~法~~ハ 特~~ニ~~ 建築~~ノ~~ 以~~テ~~ 仕事ノ 目的トスル 場合

ノ 規定ス~~ル~~ 一~~キ~~元ノ 十~~リ~~

本~~法~~ハ 特~~ニ~~ 建築~~ノ~~ 以~~テ~~ 仕事ノ 目的トスル 場合

本工... 建築... 以... 仕事... 目的... 凡... 建築... 凡... 建築... 凡... 建築...

シ從 乞 大 修 復 一 性 質 ツ 有 二 ル ト キ ト 萬 ト 七 修

繕 二 止 二 ル 工 事 ツ 規 定 二 ル 毛 ノ 二 昨 又 是 二 法

文 二 築 造 ノ 語 ツ 用 斗 白 二 ル 所 以 十 一

本 案 二 一 其 通 用 ノ 範 圍 内 二 在 二 所 ノ 一 切 ノ 工

事 ツ 列 記 セ 又 只 其 主 要 ナ ル 毛 ノ ツ 通 一 二 以 三

其 規 定 二 ル 所 ノ 仕 事 ノ 性 質 ツ 明 カ 二 二 ル 二 一

且 其 規 定 二 ル 所 ノ 前 案 二 於 二 ル カ 如 ク 單 二 陰

レ 二 心 概 概 ア リ 二 築 造 後 之 ツ 祭 見 二 工 作 物 ツ

豫 期 ノ 需 用 二 不 適 當 ナ 三 二 一 二 概 概 ツ 祭 見

この場合の此の築造は不適当ナルヨリ一層

重大ナル結果ノ生じし場合ヲ規定スルモノ

ナリ即チ其任定スル所ニ依リハ建物ノ全部若

クハ一劣崩壊滅盡シ又ハ毀損ノ重大ニシテ其

原因ハ不可抗力ニ就テ築造ノ瑕疵又ハ地盤

瑕疵ニシテ建築着手ノ際ニ強固ニスルト

得ルキモノナリタル所ノモノニ在リトス

一劣ノ滅失又ハ損壊ニ依テハ法律ニ其区域

指定セズ只其重大ナルヲ要スルトセリ蓋シ

損壊ノ為メニ要スル為ニ至リ而シテ其原因

受取人ノ過失ナル以上ハ之ヲシテ其賠償ノ責

指定セ之只其重大ナルヲ西女トセリ蓋シ成矢
 受取人ノ過失ナル以上ハ之ヲシテ其賠償ノ責
 ニ任セシムルハキヤ當然ナリ

キハ	用スル	ツ	注	渡	ト	地	加	ニ
受取	ル	員	文	ス	自	上	之	任
人	場	フ	者	ハ	己	又	本	セ
負	台	ハ	ノ	キ	ノ	只	条	シ
負	合	キ	材	ト	土	其	々	ム
シ	ニ	モ	料	ク	地	注	ト	ハ
ク	於	ト	シ	間	ニ	文	明	キ
之	テ	セ	使	ハ	築	者	文	ヤ
ソ	モ	リ	用	ス	造	ノ	ヲ	當
使	高	蓋	ス	ル	シ	債	テ	然
用	キ	シ	ル	ト	全	備	ラ	ナ
セ	其	注	ト	自	部	セ	テ	リ
サ	材	文	ク	己	建	ル	テ	
ル	料	者	ハ	ノ	築	地	テ	
ハ	ノ	ノ	之	材	後	上	テ	
キ	瑕	材	地	料	ニ	ニ	テ	
ノ	疵	料	ク	シ	建	建	テ	
シ	ア	シ	責	供	物	築	テ	
以	ル	使	任	ス	ヲ	セ	ル	
以	ト	使		ル	引	ル		

ルニ甘シク之ヲ愛ク之ヲ使用シムルハ又其責
ツ自巳ニ帰セサル可カラズ

尚ホ受買人ノ責任ニハ多少ノ期間ヲ附スルシ

要ス

此点ニ依キ本条ハ工事ノ左ノ三種ニ區別シタ

リ

第一障壁其他ノ土取ニ依テハ受買人ノ責任ニ

年間継続スルモノトス

第二木材ヲ以テ主ナル材料トスル家屋建却但

シ基礎又ハ親柱ヲ石造ニシ又屋蓋ヲ瓦葺キスル

ルニ由テ生ズル部分ノ木造ナルトキハ此ノ之

予二木材ヲ以テ主ナル材トスル家屋建築也

凡そ尚ホ主ナル部分ノ木造ナルトヤハ銘ク之

ツ本造ト為ス即チ本邦ニ是ル多ク觀ル所ノモ

ノナリ

予三石造又ハ煉瓦造ノ建物若クハ土藏但シ

少ノ木材ヲ使用スルモ石又ハ煉瓦ツ以テ主ク

凡材料トスルトキハ亦煉瓦造ト看做ス

右ノ如ク建築物ノ三種ニ區別スルハ通常其種

ノ建築物ノ継続スルニ干渉期ツ計リ受員人ノ責

任ノ期間ノ長短ヲ附セシカ為メナリ即チ右ノ

一ノ場合ニ於テハ二箇年ヲ二ノ場合ニ於テハ

其ノ願慮スルニトナク他ノ工事ノ受員トス

右期間ノ起算並ハ前条ニ於ケルカ如ク工事受

取ノ日ト為ス故ニ注文者工事ノ調査受取ルニ

トソ摩止ニルルキハ受員人ハ其責任ノ期間

ソ経過セシケルカ為メ注文者ソ摩滞ニ付之ハ

ニ

第二百八十條

前条ノ受員人ノ責任ノ期間即チ建物ノ通常ノ

形状ソ~~モ~~起~~ル~~存立スルキ時期ソ規定ス

ルモノナリ若シ此時期ニ在リ建物ニ破損ソ

生ズルルキハ受員人ヨリ注文者ニ損害賠償ソ

拂ハサル可カクニ而シテ又一旦建物ノ破壊ニ

右ノ責任ニ基キタル賠償訴權ノ生シタルトキ

ハ又其訴權ノ消滅ニ一キ期間ヲ定ムルニトシ

要ス

其訴權ノ時効ハ甚ク短クシテ二箇ノ場合ニ

之ヲ區別セリ即チ全部ノ滅失アリタル場合ト

一部分ノ滅失即チ毀損アルニ止ル場合是ナリ

此區別ハ訴權ノ起算点ト其期間トニ差異ヲ来

スルナリ即チ全部ノ滅失アリタル場合ニ於

テハ賠償ノ請求ルニ權利權當然發生シタルトス

ルニシテ其範圍ハ前記ノ如クナルモノトス故ニ其

ノニシテ其範圍ハ最モ大ナルモノトス故ニ其
ノニシテ其範圍ハ最モ大ナルモノトス故ニ其

滅失ヲ以テ時効ノ起算点ト爲シ其訴權ハ一箇

年間継続ス一キモノトス之ト異ナリ一分ノ滅

失又ハ單ニ毀損アリタル場合ニ於テハ既ニ訴

權發生スルモノモ其訴權タル毀損ノ漸ク甚ニ

キニ至ルト共ニ区域漸ク大ナルニ至ルニシテ故

ニ其權利ノ区域直ニ確定スルモノト云フ可

カヲ是ヲ以テ注文者ツレテ強ク即時ニ賠償

償フ請求セシム可カラズ何トナレハ其賠償ハ

未タ確定スルニ至リ即チ全部ノ滅失アリタル場合ニ於

テハ賠償ノ定ムルハ

煩雜ノ恐アリハナリ是ヲ以テ起算点ハ工作ノ

性質ニ從ヒ受買人ノ責任ヲ受ク一キ期間満了

ノ日ト為シ而シテ一旦~~其~~期間ノ満了ニハハ

ハ更ニ之ニ賠償訴権ノ期間ヲ起算ス一キモ此場

合ニ於テハ其期間ハ僅カニ六箇月ト為ス

本条ニハ工事ノ半途ニ於テ計畫ヲ変更シタル

場合ノ規定ニハ元ノニシテ其変更ハ往々受買

人ト注文者トノ間ニ何議ヲ生シ受買人ノ力為

メニ當テ初豫定ニハハル代價ノ増加ヲ請ルルニ

トアルニ至リ為メニ紛議ヲ生ズルストアリ

トア
ルニ至リ
為メニ
紛議
シ生ズル
レアリ
ト
何議
シ生
シ
受買
人
之
力
為

獨	又	於	ツ	リ	明	或	此	右	ト
リ	本	テ	定	付	カ	シ	免	ノ	ア
証	案	人	ム	價	コ	タ	カ	場	ル
書	ニ	全	ル	ノ	ニ	ル	レ	台	ニ
シ	ハ	ク	コ	増	知	ニ	レ	ニ	至
心	當	人	ト	價	ル	因	ノ	於	リ
要	初	証	少	ツ	ツ	リ	且	テ	為
ト	ノ	シ	要	全	得	正	之	注	メ
シ	討	禁	ス	ス	セ	當	ツ	文	ニ
原	畫	ス	ト	一	シ	ニ	レ	者	紛
討	ノ	ル	セ	キ	ム	夏	三	ソ	議
畫	委	モ	リ	ト	カ	担	其	レ	シ
ト	更	ノ	是	キ	為	一	討	品	生
多	少	十	以	ハ	メ	増	畫	當	ズ
少	為	リ	テ	書	討	價	ノ	ノ	ル
異	ス		テ	面	畫	如	委	増	レ
十	ト		テ	シ	ノ	何	更	價	ア
ル	キ		場	以	委	ソ	ソ	ノ	リ
増	ノ		台	テ	更	請	請	請	
減	コ		ニ	之	口				

ト	ハ	サ	堅	へ	ル	ソ	尚	ニ
ソ	特	ル	牢	る	、	口	ホ	之
要	ニ	カ	ナ	り	エ	口	ホ	ソ
約	証	又	ヲ	故	ト	実	ホ	必
ヤ	書	ハ	サ	ニ	ト	ト	ホ	要
サ	シ	注	ル	若	ソ	レ	ホ	ト
ル	リ	又	エ	シ	得	建	ホ	セ
可	以	者	ト	討	セ	物	ホ	エ
カ	テ	ヨ	ソ	畫	シ	ノ	ホ	
ラ	テ	リ	恐	シ	メ	堅	ホ	
ズ	テ	強	ル	シ	エ	牢	ホ	
	テ	ク	、	要	以	ナ	ホ	
	テ	テ	ト	更	テ	ヲ	ホ	
	テ	指	干	ス	注	サ	ホ	
	テ	圖	ハ	ル	又	ル	ホ	
	テ	ヲ	之	カ	者	ノ	ホ	
	テ	為	ノ	為	ニ	責	ホ	
	テ	ス	受	大	任	任	ホ	
	テ	ト	諾	建	ソ	ソ	ホ	
	テ	キ	セ	築	加	受	ホ	
	テ	キ		ノ		カ	ホ	

第 二 百 八 十 二 五 五

月ノ梨... 意思ノ... 二因リ 解除

凡ソ契約ハ常事者一カノ意匠ノミニ因リ解除

スルモノ甚ク少ナシ然レトモ任事要員契約ハ

之ヲ以テ其例外ト為ス口ト悦モ雇傭契約ト同

一ナルハキノ理アリ上第二而六十條ヲ參觀ス

ヘシ蓋シ注文者一旦工事ヲ注文スルモ既ニ之

ニ利ナキニ至リ又ハ其意ニ通セズ或ハ代價ヲ

支拂フノ資料ヲ失フニ至リタルハキ尚ホ其意

ニ及シ工事ヲ竣工セシケルニ及ハサルヤ明カ

ナリ殊ニ注文者ニ屬スル物ニ任事ヲ為スルハ

場合ニ於テハ何時ヨリトモ隨意ニ其契約ヲ取

諸し其物ヲ回復スルヲ得セシメサルヲ得ス但
レ之カ為テ受買人ニ損害ソ及^シキハ^ル也
賠償セシム可カラズ

第二百一十三條

本条ハ受買人ノ担保トシテ之ニ留置權ソ與フ
ルモノナリ蓋シ留置權ハ物ニ担保中第一位ニ
位ヒスルモノトシテ之ヲ設明シタル以テ
茲ニ之ヲ省略ス
第一百一十四條

任意解除ノ権能ハ注文者ニ之ヲ許^ス其スルモノ也

買入ニシテ許興セシ是レ受買人ト隨意ニ契約

ソ解除スルノ正當ノ利益マラズ且充方ニ注文

者ニ對シ損害ソ賠償スルコト能ハサレ一キカ

取テリ蓋シ注文者其注文スル所ノ仕事ニ在キ

得ニコトク碗期シタル利益ハ受買人ノ豫期シ

タル利益ト異ナリ充方金銀ニ見積ルコト能ハ

サレモノナレハナリ

然リ而シテ法律上受買人ソシテ其意思ノニ

依リ認マレニ契約ソ解除スルノ權利ソ得セシ

ノコト届トル再核勢者ハ實際其意ニ及レテ為

メ

工ノ義務ノ強制執行ヲ受クルコトナカ故ニ

事實上受買人契約ヲ解除セトスルトキハ結

局解除ト同一ノ結果ヲ生ズヘシ財産偏重ニ

ハ十二條ヲ參觀スヘシ

是ヲ以テ悪意ノ債権者ヲ拘束シ契約ヲ履行セ

ルルニハ之ニ充分ノ損害賠償ノ義務ヲ負担

セシムルニ非サレハ能ハス

然リ而シテ仕事受買契約ハ受買人ノ意思ノ

二因リ解除スルコト能ハストモ其死後又

仕事ノ履行スルノ不能ニ至リタルレキハ自

除	所	事	希圖	解除	且	的	工	之	仕
損	物	代	之	スル	右	締	其	契	事
失	ノ	價	ニ	ル	ノ	結	人	的	ノ
少	除	=	至	=	場	ノ	ノ	解除	履
被	キ	至	ス	水	合	原	技	セ	行
ル	之	ス	モ	ス	ニ	因	術	ナ	ル
=	ノ	注	注	ト	於	ト	ノ	カ	ノ
至	得	文	文	弟	テ	為	巧	ラ	不
ル	ル	者	者	ト	ハ	シ	モ	ズ	能
ハ	能	ノ	為	モ	受	ス	十	但	=
シ	ハ	為	メ	モ	負	ル	ル	シ	至
且	ハ	メ	=	亦	人	ト	二	受	リ
注	サ	=	利	受	ノ	キ	因	負	タ
文	ル	利	得	負	過	ニ	リ	人	ル
者	=	得	シ	人	失	限	其	又	ト
ノ	因	シ	ル	ハ	=	ル	人	ハ	キ
得	リ	ル	ニ	一	因		ソ	自	ル
ル	結	ニ	結	二	リ		以		
所	局	ル	ル	其	契		三		
	解	ル	ル	其	的		契		
		ル	ル						

然リ而シテ仕事受負契的ハ受負人ノ意思ノ...

利益ハ只其工事ニ任キ生ズル所ノ利益ヲ以

テ標準トセズ之ヲ注文ズルニ當リ注文者ノ希

望セシ目的ニ任キ其得ル所ノ利益ヲ以テ標準

ト為ス是レ本案ニ自己ノ希望セシ目的ニ任キ

利シタルノ語ヲ置ク所以ナリ

又受買人又ハ其相續人任事ノ不能又ハ受買人

ノ死亡ノ結果ヲ被ル所以ハ任事受買契約ニ於

テハ曩キニ説明シタル如ク受買人不可抗力ノ

危険ヲ担當スルモノナルカ故ナリ

然レトモ本案ハ注文者ヨリ材料ヲ供シ事ニ任

事ノ一部ヲ担當スルモノナルカ故ナリ

後段ノ担当スルモノナルカ故ナリ

事ノミツキニシテ製成ノミツキニシテタル場合ノミツキニ限リ

通用ノミツキニシテノミツキニシテタル場合ノミツキニ限リ

供スル場合ニ於テモ希乏ノ適用スルニ何レナ

レハ受買人ノ材料ヲ供シ且仕事ヲ為スエトシ

物シタル場合ニ於テハ其契約主トシテ賣買ノ

性質ノ有スルモノト認ムトモ其報酬トシ

テ仕事受買契約ナレハナリ

第ニ百八十五條

受買人殊ニ建築ノ受買人ハ更ニ下受買人ト

契約ヲ為シタルニテ工事ノ種目部分ヲ担当セ

ル

工事ノ要員ハ、己ノ力ヲ是ナリ
又大工屋根屋障障業ニ各自其職業ニ關スル
壁泥ノ修ム一人ノ力ニ石材ノ彫刻ヲ為サシメ
己ナル得ガレトアリ例ハ一人ノ力ニ
是等ノ特別契約モ亦其業主ノ契約ト同一ノ
性質ヲ有スルモノニシテ、下受員ト云ハル受
員トハ、同一ノ要員トシテ、注文者トシテ於ケルト
同一ノ關係ヲ生ズルコトアリ是ヲ以テ要員ノ
材料ヲ供ズルトキハ、只下受員ノ力ニシテ仕事ヲ
受員トシケルニ過キズ之ニ反シ下員ノ材料ヲ

法ハトク下受員ノハ業主ノ位置ナク有ス

二	ツ	日	ル	十	然	モ	セ	ル	供
し	向	ソ	カ	ル	チ	ノ	サ	カ	ス
三	ハ	仕	是	カ	ハ	ト	ル	ノ	ハ
受	之	事	レ	即	即	キ	ニ	ナ	キ
買	注	受	本	チ	チ	キ	日	リ	ト
人	文	買	条	主	地	ト	受	而	下
ハ	者	契	々	々	場	キ	買	シ	受
更	ニ	約	規	ル	合	ト	人	テ	買
三	對	ノ	矩	受	ニ	ト	ハ	任	主
二	シ	レ	正	買	於	テ	賣	主	ノ
下	債	為	ニ	人	テ	ハ	主	ニ	位
受	権	ス	所	十	賣	賣	ノ	至	置
買	者	ト	十	ル	主	主	ノ	テ	シ
人	々	賣	リ	カ	々	々	位	ハ	レ
ニ	者	買		得	々	々	置	材	仕
對	ハ	ツ		テ	々	々	之	料	事
シ	受	為		受	々	々	在	ト	シ
更	買	ス		買	々	々	ル	供	レ
三	人	為		人	々	々	ハ	ス	ル
二		ト		十	々	々	何	ル	ト
					々	々	人		

本
 租
 使
 二
 ル
 ト
 キ
 ト
 只
 下
 受
 買
 人
 少
 シ
 二
 仕
 事
 シ

債權者父儿
ノ十リ然
トモ受買人
下受買人

二弁済也
ナルトキ
ハ下受買人
ハ自也ノ
者ソ以

二直接ニ
注文者ニ
對シ其受買
人ヨリ得
ハキ所

ノ物少請求
之ん
トト得是
ソ以テ下
受買人ノ

訴權ハ財產
編第三百
三十九條ニ
定メ父儿
間接

訴權ハ此ニ
特ニ本条ニ
テ之如ク
直接ノ訴
權ニ

儿及ノ十リ
是ソ以テ
從令受買
人無資力
ナレモ

尚ホ下受買
人ノ他ノ
債權者ト
其資産ソ
共分ス

儿
ノ
乃
ハ
ニ

右ノ規定ハ法律上債權ノ讓渡行ハルハニ因ル

元ノ二此ニ以據各一於三債權ノ讓渡アリトス

職工ニ 託办之ヲ 附契セ タリ	右ノ 權利ハ 下受買人 ノ資格ヲ 有セサ ル軍能ノ	夫ルモ ノナリ	買人ニ 注文シ タル所 ノ工事ノ 利益ヲ 得セシメ	受買人ハ 注文者ノ 財産ヲ 管理シ 之ヲセ シ其受	不文ニ 對シ自 ラ權利 ヲ得タル モノナ リ即チ下	ト直接ニ 契約ヲ 為シタル モノニ 此スル モノモ	測り ルニ過 ヤサル ヘシ蓋 シ下受 買人ハ 注文者	ルハ 一月可 ナルカ ルノナ リトモ 軍能一 片ノ境	元ノ ニ此 ニ以 場合ニ 於テ積 權ノ讓 渡アリ トス
--------------------------	--	------------	--	--	--	--	--	--	--

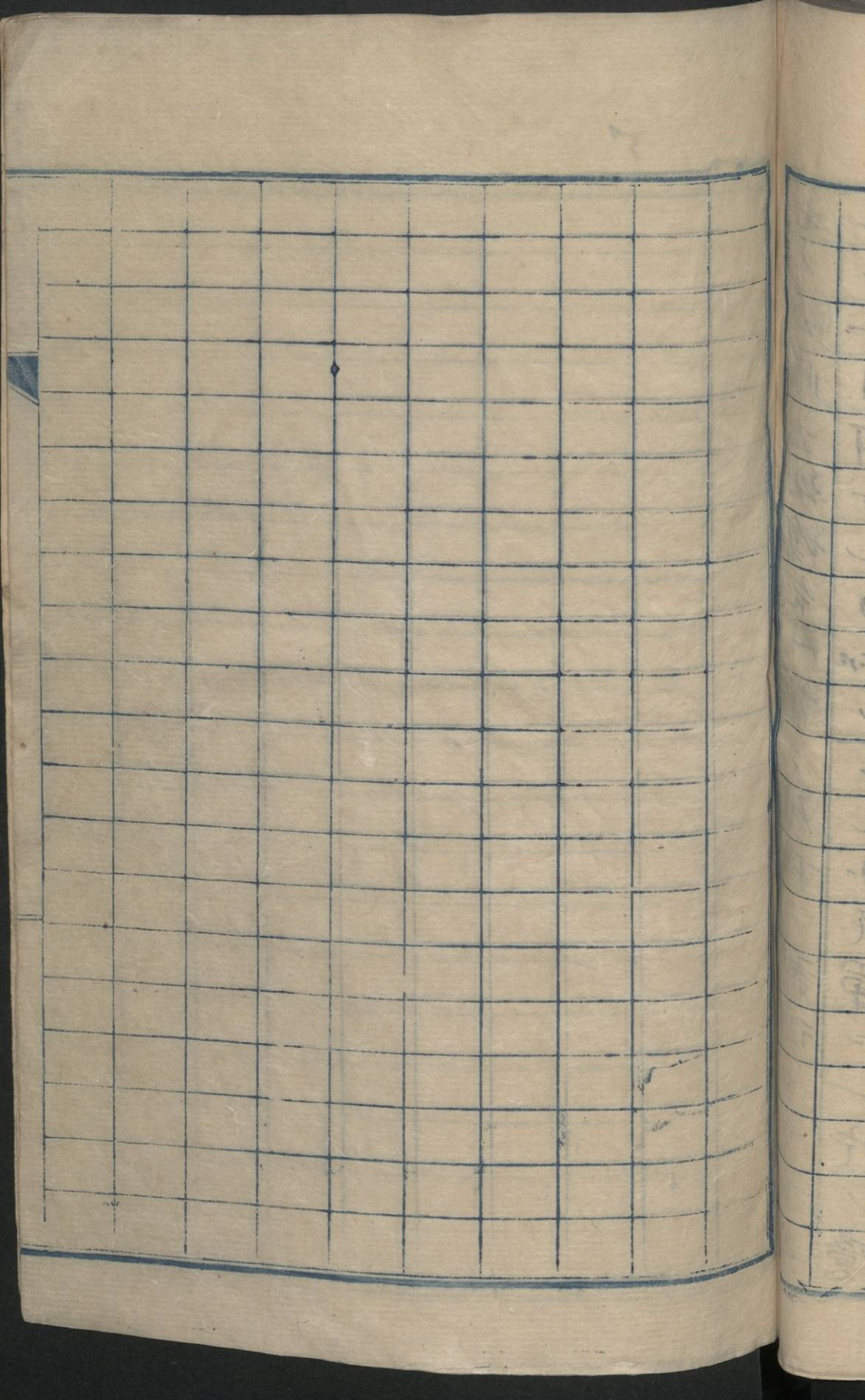
建築者又ハ受買人ノ築造改築修繕ニ付テハ不動

產上ニ有テハ先取特權ニ至テハ債權担保ニ

規定スル所ニシテ又同條ニ定ムル所ノ賣主ノ

先取特權ト類似スルモノナリ

Handwritten text in the background, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side of the page.



Handwritten text in a grid format, likely a ledger or account book. The text is arranged in columns and rows, with some characters appearing to be numbers or small characters. The text is written in a traditional Chinese style, possibly using a specific dialect or shorthand. The grid consists of approximately 10 columns and 20 rows. The text is faint and difficult to read, but it appears to be organized into a structured table.

